

研究ノート

スペインにおける

「中央対周辺」関係と地域・民族問題*

— その歴史的経緯と

地方「自治政府」形成によるひとつの解決

楠 貞 義

はじめに

1. スペインにおける中央（内陸地方）対周辺（沿海地方）の政治経済関係史
 - 1.1. カスティーリャ王国の軍事的経済的優位とゆるやかな政治統合〔16世紀〕
 - 1.2. スペイン内陸地方の斜陽化と周辺諸地域の台頭〔17世紀〕
 - 1.3. 周辺諸地域の経済基盤の強化〔18世紀〕
2. スペイン帝国の没落とスペイン周辺地域における産業革命の胎動〔19世紀〕
 - 2.1. カタルーニャ
 - 2.2. アンダルシア
 - 2.3. バスク・アストゥリアス
 - 2.4. マドリード
3. 地域・民族問題のひとつの解決——新憲法に基づく地方「自治政府」の形成
 - 3.1. 地方自治制度の形成過程〔1〕
スアレス内閣成立（76.7.）～憲法制定（78.12.）
 - 3.2. 地方自治制度の形成過程〔2〕
憲法制定（78.12.）～クーデター未遂（81.2.23.）
 - 3.3. 地方自治制度の形成過程〔3〕
クーデター未遂（81.2.23.）～

*本稿では、スペインの地名が頻出する。地図2（pp. 189～190）の上で確かめられたい。

はじめに

今年(1992年)はスペインにとって記念すべき年であり、『海外事情』(拓殖大学海外事情研究所)ではスペイン特集(5月号)が組まれた。そこに幸い寄稿する機会を与えられた際に、わたしは「ヨーロッパの“周辺”を脱却するスペイン——高度成長達成、民主的社会樹立、残るは失業問題」なる研究ノートを著した。フランコ体制末期の政治危機に加えてオイルショックによる経済危機に襲われたスペインは、この「二重危機」をみごとに克服したことと、それを可能にした諸要因を明らかにするのがノートの狙いであった。

二重危機からの脱出はまず政治面から着手され、当時の首相A. スアレスの必死の努力は1978年末の新憲法制定という記念碑的な成果に結実した。ここに30年代の内戦以来、悲願であった安定した民主社会の基盤が出来上がったのである。残された経済危機も現首相F. ゴンサレスのもとで、高度成長の成果を踏まえつつ「市場経済における企業の創造的で中心的な役割」(文献① p. 43)を遺憾なく発揮させる形で、つまりスペイン経済のヨーロッパ化をつうじて克服された。

しかしもちろん、これですべてが解決したわけではない。92年1～3月期の公式統計で263万人・17%を超す失業問題もさることながら¹⁾、多民族国家スペインが抱える深刻な問題がある。地域間の政治・経済力格差を反映した「中央対周辺」関係とも絡む「地域・民族問題」がそれである。二重危機が一応の決着をみた現在、ふたたび前面に出てきたこうした問題を整理するための予備的考察に、小稿の1節と2節をあてる。まず1節では、カスティーリャ地方がスペインのみならず世界の大帝國=中心になることと、相前後してスペイン国内では周辺の沿海諸地域が台頭してくる経緯を簡単に跡づける。また2節では、新憲法のもとで地方「自治政府」が形成される際に「歴史的民族」として扱われることになるカタルーニャやバスクをはじめ、19世紀に経済的躍進をとげた諸地域について検討する。3節では、そうした予備的な考察を踏まえて、地域・民族問題のひとつの解決策として新憲法で承認された「地方自治」制度を検討する。これは、フランコ没後の民主制への移行という危うい状況のさなかに、スペインが迫られたひとつの「実験」であったことが明らかになるであろう。なお残された問題——イ) スペイン内の南北問題=地域開発

1) 一見ふしぎなことにスペインの失業問題には深刻さや暗さがあまり感じられない。その理由のひとつに「地下経済」の存在が挙げられる。社会保障負担もなく労働時間や賃金面での制限もない地下経済に失業者のかなりの部分が吸収されているからである。こうした「スペインの失業問題と地下経済」については、別の機会に論じたい。

問題(1986年以降それは、ECレベルでの検討をも要する)、ロ)経済危機やEC加盟による産業再編問題=地域レベルでみると、バスクの重化学工業を中心とした「カンタブリア沿海ベルト地帯の斜陽化」と、産業調整・多様化に成功した「カタルーニャ～ムルシアの地中海沿岸地方の経済的伸張」に集約される問題など——は、別稿で取り扱うことにしたい。

1. スペインにおける中央（内陸地方）対周辺（沿海地方）の政治経済関係史

多民族国家スペインの政治的統一は、1469年にカスティーリャ王国継承者イサベル²⁾とアラゴン〔カタルーニャ連合〕王国継承者フェルナンド³⁾がバリャドリーであげた結婚に基づくものとされている。この二人は、711年以来イベリア半島を征服してきたイスラム教徒を半島から一掃=再征服（レコンキスタ）した功績により、ローマ教皇から「カトリック女王/王」の称号を授けられる。

レコンキスタ末期のスペインには、この両王国の他にナバラ王国があったが、それも1510年代にカトリック両王の軍門に降った。ただし、カスティーリャ王国の版図に入った後も、従来からの議会や法制とくにフエロと呼ばれる地域特認法は温存されることになる。伝統的な立法・行政などの機構を残したままで「ひとつの王権を共有する」わけで、制度的には副王制のもとでの副王領として存続した。こうしてナバラ（王国）は、ブルボン王朝治下でも独自の体制を保持したばかりか、現在の地方自治制度のもとでも、後ほど見るように地域特認法が効力をもつ「別格」扱いを受けている。ここにスペインの地方「自治」のルーツが認められるのである⁴⁾。同じようなことはカスティーリャとアラゴンの関係についても言える。両王国の統一は単に政治的な統治機構レベルのものにすぎず、決して近代国民国家の基盤をなす「地域的統合」と呼べるものではなかった。それは、イサベル女王がその死に臨んで1504年に、夫フェルナンドから共治王としての地位を返上させ、王位を王女フアナ（後の「狂女王」）に譲った事実が示唆しており、またスペイン人の国民意識が成熟したとされる今世紀初めになっても、9266町村のうち（人口比では19%とはいえ）4011町村には交通通信手段がなく孤立していた事実⁵⁾からも納得できるだろう。

2) 後の同1世で在位1474～1504年。

3) 後の同2世で在位1479～1516年、カスティーリャ共治王としては同5世で在位1474～1504年。

4) 文献⑩ p. 14。

5) 献文④ p. 21。

ともあれ、国王や独裁者などに象徴される中央(国家)権力と独自の法制や議会に代表される周辺(地方)権力の併存というこうした伝統は、現在の地方自治制度にも息づいていることを明らかにするのが、小稿のひとつの目的である。

1.1. カスティーリャ王国の軍事的・経済的優位とゆるやかな政治統合〔16世紀〕

カトリック両王の外孫カルロス⁶⁾が祖父フェルナンド王の死去(1516年)にともなってブリュッセルで即位宣言をし〔カルロス1世在位1516～56年〕、ハプスブルク家の血統を帯びてフランドルからカスティーリャに乗り込んできた1517年秋、スペイン・ハプスブルク帝国の幕は華々しく切って落とされた。

16世紀は、周知のようにスペインの黄金時代であった。その繁栄は、ポルトガルとともに主役を演じた大航海時代の「成果」である植民地アメリカとの「貿易」によってもたらされた。しかも貿易利益の大半は帝国の中枢が位置する内陸部のカスティーリャ地方に集められた。カスティーリャ——サンタンデル港——アントワープ(フランドル)を軸とする遠隔地交易が当初の帝国経済政策の要であり、またカスティーリャの羊毛をはじめヨーロッパ産商品のアメリカ向け輸出と植民地からの財貨輸入つまり植民地貿易は、大西洋に直結するセビリヤとカディスに1765年まで独占権が与えられた⁷⁾。時代の表舞台はすでに、中世の地中海世界ではなく近世の「新大陸」に移っていたのである。かくて地中海世界の政治・経済・社会的衰退が進行したために、15世紀まで地中海での活発な商業活動による富とそれに支えられた開明的な政治運営を特徴としてきたアラゴン・カタルーニャ(バレンシア・バレアレス諸島)連合王国の、カスティーリャ王国=スペイン・ハプスブルク帝国への従属が決定的となった⁸⁾。しかしその後も、連合王国を構成する国々にの独自

6) カルロスの父は、神聖ローマ皇帝マクシミリアン1世の嫡子フィリップ(カスティーリャ共治王としてはフェリペ1世で在位1506年)、母はもちろんフアナであるが、彼女は夫フィリップの死(1506年)後とみに精神に異常をきたしたとして、父フェルナンド王の手で1509年から死にいたる1555年までカスティーリャの寒村トルデシーヤスの教会サン・アントリンに幽閉された。しかし、父王の遺言によりアラゴンの王位継承者とされた彼女は幽閉中も、少なくとも形式的には両親から遺贈された両王国つまりスペインの女王でありつづけた。したがってまた形式的に言えば、「太陽の没することなき帝国」を築いたカルロス1世その人がスペイン王であったのは、母フアナの死去1555年4月から、嫡子フェリペに譲位する翌56年1月までのわずか1年弱にすぎず、晩年は人里離れたユステの僧院に隠栖し(57年2月)その生涯を閉じた(1558年11月)。

7) 文献④ pp. 708～709。

8) 文献⑥ pp. 169～170。

性＝「自主管理」を尊重する前者の伝統は、後者・カスティーリャ王国の中央集権指向に対する拮抗力として作用することになる。

カルロス 1 世の嫡子フェリペ 2 世（在位 1556～98年）時代には、ポルトガルも併合（1580～1640年）したスペインは、ヨーロッパ・アメリカ・アジア・アフリカにまたがる未曾有の大帝国を樹立することになる。カルロス 1 世の神聖ローマ皇帝選出（1519年）に伴う「スペインの汎ヨーロッパ化」——ピレネーのかなたのスペインにヨーロッパの覇権が移った事態——は、これによって名実ともに完成したのであり、まさに「スペイン黄金時代」の名に値しよう。より正確にはカスティーリャの黄金時代で、カスティーリャは、スペインのみならずヨーロッパをも超えた世界の中心に位置することになった。

1530年の国勢調査によれば、このカスティーリャやエストレマドゥラからなる内陸地方——メセタと呼ばれるスペイン中央部の標高 600～1500メートルの高原平地からなり、面積は半島部のほぼ43%にあたる約21万平方キロメートルを占める——の人口は、スペイン全体の人口600～650万人のうち55%を擁していた⁹⁾。確固たる中央をなすに至ったカスティーリャには、スペインの周辺を圧して、軍事・外交等の政治権力も主として植民地貿易に依拠した経済力も集中せしめられたのである。

しかしこのことは、すでに触れたように、スペイン全土に中央集権体制が敷かれたことを意味するものではない。中央集権体制はカスティーリャ王国内に限定されており、この王国が中心となって17世紀末まで続くスペイン・ハプスブルク帝国も、散発的に政治行政面での統合＝中央集権化を試みたものの、ことごとく抵抗にあって失敗した。かくて結果的に、カトリック両王以来の伝統である「地域の自治を伴った政治統合の形態」¹⁰⁾が踏襲されることになる。各地域に伝統的な特認法（フェロ）を許しつつ一定の自主管理を認める「ゆるやかな政治統合」は、一方でスペイン大帝国を短時間のうちに構築するのに寄与したと考えられるが、他方で国内レベルでは、独自の言語・歴史・文化・法制などを共有する地域民族——具体的にはカタルーニャ・バスク・ガリシアなど——の相互の孤立化と地域主義や周辺ナショナリズムの醸成に手を貸し、また国際レベルでは、より中央集権的に組織化された列強とその後の覇権争いに破れてゆく遠因になったであろう。

言うまでもなくスペイン・ハプスブルク帝国崩壊の要因はそれだけではない。帝国の維持拡大のために明け暮れた戦争などによる王室財政の破綻はよく言及される点であるが、アストゥリアス地方東部で起こった伝説的な「コバドンガの戦い」（718～22年頃）とドン

9) 文献⑧ p. 705。

10) 文献⑥ p. 170。

・ペラヨによるアストゥリアス王国の樹立でもって始まる実に長期のレコンキスタが、スペイン内陸地方に遺した精神構造も指摘されねばならない。つまりグラナダ攻略に成功し、イスラム教徒とユダヤ教徒をも半島から放逐したのと同じ年(1492年)に、コロンブスがもたらした「新大陸」アメリカに、とくに貧しいエストレマドゥラ地方を中心にした食い詰め者が、よりでかい「新たな」一攫千金を夢見て馳せ参じた¹¹⁾というのである。レコンキスタのなかで形成された、こうした地道な労働を軽視する風潮については、同じくレコンキスタと大いに関連する「メスタ」移動牧羊業者組合も、その責め的一端を担わねばならない。

カスティーリャ・レオン王アルフォンソ10世(在位1252~84年)時代に、主にカスティーリャの高原台地を数百キロにわたり——あたかもイスラム教徒を追走するレコレキスタ軍のように——草を求めて移動する特定の牧羊業者の組合に王の特許状が与えられ、羊の大群の通行とそれに付帯する諸特権が公認された(この制度は19世紀前半まで存続する)。牧羊移動路は指定されていたとはいえ土着の耕作農民に与えた悪影響は想像に難くない。かくて勤勉儉約の精神から程遠い冒険志向の英雄崇拜が庶民階層に流布した一方で、中流の有産階層〔イダルゴ=郷士〕に相応しい活動の場は、所有地の相続が〔カトリック両王時代から1836年まで続いた〕限嗣相続制によって保障された嫡子に問題はないとしても、非嫡子(次三男坊)には「海か教会」つまり軍人か聖職者しか考えられなかった¹²⁾。元来、農耕(小麦・ぶどう・オリーブ)か牧畜しか産業(インダストリー)のない荒涼たるカスティーリャやエストレマドゥラ地方で、しかもそこに住む人びとにも勤勉(インダストリー)の精神=初期資本主義の倫理が宿っていなかったとしたら、もはや産業の発展を期待できるわけがない。16世紀スペイン帝国の繁栄は、その本拠地たるカスティーリャに実質的な産業基盤を欠いた壮大な楼閣であったと言わざるを得ない。

別言すれば、16世紀スペイン(カスティーリャ)黄金時代の華やかさとはかなさは、帝国の隆盛を背景にした「需要ブーム」によってもたらされたのである。表1に見られるように、面積比では3分の1にすぎない両カスティーリャ地方に、16世紀には全人口の41%が集まっていた。こうした国内人口圧力による需要のほかに、征服されて間もない植民地アメリカからの需要が加わってブームが生じたと考えられる。そうした需要増はもちろん諸物価の上昇としたがってまた関連する生産者や商人に大きな利潤を与えたに違いない。しかしこのブームは長続きする性質のものではなかった。

第一に、コルテスのアステカ王国=メキシコ征服(1521年)やピサロのインカ帝国=ペル

11) 文献② p. 261。

12) 文献② p. 261。

表1 各地方の面積と人口(1530-1973年)

地 方	面 積	人 口							
		1530	1591	1717	1797	1857	1900	1930	1973
アンダルシヤ	17.29	15.8	15.9	19.0	18.0	18.9	18.8	19.3	17.38
アストゥリアス	9.44	4.8	4.2	6.0	6.2	5.7	4.9	4.4	3.32
バレンシア	2.09	1.9	2.3	3.2	3.5	3.4	3.4	3.5	3.09
カナリア諸島	0.99	1.3	1.4	1.9	1.8	1.7	1.7	1.6	1.62
カタルニア	1.44	0.5	0.5	1.5	1.7	1.5	1.9	2.4	3.48
カステイレーヤ・ラ・マンチャ	1.05	1.6	1.5	1.6	1.7	1.4	1.5	1.6	1.37
カステイレーヤ・レオン	15.70	11.5	15.4	11.0	9.9	7.8	7.4	7.7	4.85
カタルーニャ	18.65	29.5	25.6	16.2	14.8	13.5	12.5	10.8	7.50
エストラマドゥラ	6.33	5.2	4.5	7.1	8.1	10.7	10.6	11.4	15.42
ガリシア	8.24	6.3	6.8	4.6	4.2	4.5	4.7	4.8	3.22
マドリード	5.83	8.3	7.6	12.0	10.8	11.5	11.0	10.3	7.78
ムルシア	1.58	1.2	2.2	2.2	2.4	3.1	4.1	5.4	11.56
ナバール	2.24	1.5	1.3	2.0	2.8	2.5	3.1	2.7	2.45
バスク	2.06	2.5	1.9	2.1	2.1	1.9	1.7	1.5	1.37
バレンシア	1.44	3.1	2.6	2.9	2.9	2.7	3.2	3.7	5.64
バレンシア	1.00	(1)	1.4	(1)	1.3	1.1	1.0	0.9	0.68
バレンシア	4.62	5.0	4.9	6.7	8.0	8.1	8.5	8.0	9.27
スペイン全体	100.0 505,000km ²	100.0 (4,800)	100.0 (6,800)	100.0 (7,500)	100.0 (11,500)	100.0 (15,450)	100.0 (18,740)	100.0 (23,787)	100.0 (34,692) ×1,000人

出所] 文献 ⑥ p. 706 Cuadro 1 および p. 722 Cuadro 5

—征服(1531～35年)後、時間がたつとともに必要物資の現地生産化が進み、大西洋をこえてスペインから輸送する費用をカバーできるほどの商品は漸減したであろう。さらに、16世紀後半に繰り返し流行した疫病によって人口圧力は減少した¹³⁾。第二に、新大陸から大量にもたらされた貴金属——略奪によるものであれ貿易差額によるものであれ——はヨーロッパに「価格革命」を誘発し、物価は約4倍にもはねあがったという。こうしたインフレは、当然ながらカスティーリヤをはじめヨーロッパ商品一般の輸出力を奪っただけでなく、国内消費者の実質購買力をも目減りさせ、ブームは早晚消滅することを余儀なくされたであろう。第三に、カスティーリヤ王国を軸にしたスペイン・ハブスブルク帝国は、本質的に開かれた「ゆるやかな政治統合」であって、しかもカスティーリヤ(スペイン)人には商人気質が乏しく企業心に欠ける——従来そうした点を補ってきたのがユダヤ人であったが、かれらもイスラム教徒とともに追放されてしまった——以上、めぼしい商業・貿易・金融の中心地が自己崩壊をとげたり、「外国資本」におさえられてしまったとしても何ら不思議ではない。前者の好例はメディナ・デル・カンポであろう。現在、人口約1万8000のこの史跡の村は、すでに15世紀中頃にはカスティーリヤを代表する定期市の町としてヨーロッパにまで名を馳せながら¹⁴⁾、カスティーリヤと命運をともにしたのである。後者の例としては、次節で述べるセビリヤとカディスを挙げておこう。かくてカスティーリヤは17世紀をつうじて、政治権力を保持したまま経済的衰退の途をたどることになる。

1.2. スペイン内陸地方の斜陽化と周辺諸地域の台頭〔17世紀〕

こうしたカスティーリヤ—中央(内陸部)の経済的衰退とは裏腹に、周辺(沿海)地方の台頭が見られるようになった。まず第一に、カタルーニアのとりわけバルセロナ港は、18世紀後半まで植民地貿易から排除されていたとはいえ、カディスを拠点としたフランス商人の経済活動がスペイン地中海沿岸に展開されるにつれて、17世紀半ば以降マルセイユ—カディス間の中継港として活気を帯びるようになった。この好環境を利用しつつ、他方で集約農業と商品(手工業)生産が発展した。かくてその後の産業革命の基礎が築かれたのであるが、そうした動向は地理的条件のゆえに沿海地帯ほど速やかに進展し、内陸部になるほど遅々たるものであった¹⁵⁾。

13) ちなみに表1とは異なるデータを見ても、1541年に741万4000の人口は1591～4年に約100万増えて848万5000人になったが、1717年には750万人に減っている。Juan Díez Nicolás, “La población española” en *ESPAÑA-Sociedad y Política*, p. 79.

14) J. H. エリオット(藤田一成訳)『スペイン帝国の興亡』岩波書店、1982年、p. 35.

15) 文献⑧ p. 707.

第二に、スペイン周辺部で隆盛を誇っていたのは、すでに触れたアンダルシア地方のセビリヤとカディスである。16世紀後半から徐々にカスティーリャの経済的地盤沈下が進むにつれてその地位も低下し、同世紀末には外国商人に支配された「手形交換所」のような位置を占めるにとどまり、当地の商人階級も従属的なたんなる取次業者になったとはいえ、この両港は植民地貿易が一部自由化される1765年までそれを独占していたのである（この自由化により参入を許されたのは、サンタンデール・マラガ・バルセロナなど6港であり、全面自由化は1778年に行われた）。しかしここでも、そうした活発な港町の経済活動が内陸部にまで及ぶことはなかった¹⁶⁾。

繁栄していた第三の周辺部はバスク地方の港ビルバオである。ビルバオは当初、カスティーリャ羊毛の輸出港として栄えていたサンタンデールと並んで——18世紀以降はそれをも凌ぐ——羊毛輸出の一大中心地となり、マドリードの宮廷に送られる舶来品の独占的輸入港にもなった。なお、バスク地方の沿岸農業は自給自足をめざした小規模なもので、他の地方では一般的なぶどうや野菜・果物を作らず、むしろ玉蜀黍や牧畜用の飼料の生産に特化してきた。この地方でもまた内陸部に移るにつれて、カスティーリャの危機の影響が大きくなるのであった¹⁷⁾。

これらの地域相互間ではほとんど交流のない自給自足的な経済は、それぞれ独自の途を歩むことになる。スペインに色濃く残っている地方色の一因もこのあたりに求めることができるだろう。ともあれ、スペイン内陸（中央）の経済的衰退を尻目に、沿海（周辺）3地域——カタルーニア・アンダルシア・バスク——が台頭してきた共通の要因としては、海外貿易とそれに対応した「地場産業」への生産特化を挙げることができよう。そして、カタルーニアとバスクそれに（後ほど説明するように流産に終わることになる）アンダルシアの産業革命の萌芽は、ここに認められねばならない。

なお、内陸地方の生産性の低い伝統的な粗放農業がメスタの被害にさらされながら、19世紀以降もひどい人口流出に見舞われなかったのは、穀物生産保護政策採用（1823年）のお蔭であった¹⁸⁾。だが、17世紀に始まった内陸部の趨勢的な経済的衰退と農村の過剰人口——偽装的失業は、高度成長の幕開けとともに顕在化し、成長期（1960～73年）をつうじてカスティーリャ・ラ・マンチャ（57万人）カスティーリャ・レオン（59万人）エストレマドゥラ（47万人）およびアンダルシア（108万人）ガリシア（30万人）から合計で約300万もの労働力が、カタルーニア（94万人）マドリード（92万人）バスク（35万人）、さらに

16) 文献⑧ p. 708.

17) 文献⑧ p. 708.

18) 文献⑧ p. 713.

ヨーロッパ先進諸国へ移住することになる。言い換えれば、高度成長をもってしても、内陸部は17世紀以来の眠りから「目覚める」ことなく、1973年時点でそこに残っている人口は、1530年時点の55%から32%弱に減ったのである¹⁹⁾。ただ、そのなかにあつて1561年からトレドに代わつて首都となつたマドリードだけは、後ほど述べるように際立った存在となる(表1参照)。

1.3. 周辺諸地域の經濟基盤の強化〔18世紀〕

カルロス1世にはじまりフェリペ2・3・4世とつづいたハプスブルク王朝もカルロス2世(在位1665~1700年嗣子なし)をもって断絶する。その遺言により、フランス王ルイ14世(王妃は、カルロス2世の異母姉でスペイン王女のマリア・テレサ)の孫アンジェー公フィリップ=スペイン王フェリペ5世に、王位と広大な植民地を含む領土が遺贈されるが、しかしそれぞれの思惑を秘めた英仏などヨーロッパ列強の間でひと悶着が生じた。スペイン継承戦争(1701~14年)である。結局は遺言どおり、ブルボン王朝のスペインが誕生するのであるが、戦禍の痕はいまも、たとえばイギリス領ジブラルタルとして残っている。

こうした波瀾で幕を開けた18世紀に、名君の誉れ高い啓蒙専制君主カルロス3世(在位1759~88年)を筆頭にして軍の改革や公共事業などが遂行され、スペインを近代的統一国家に組み換える試みが、ハプスブルク王朝時代のように散発的ではなく系統的に行われた。政治行政面での中央=カスティーリャのスペイン周辺地域への波及・同化、換言すればスペイン全土の「カスティーリャ化」=中央集権化に取り組まれたのである。その結果一応「18世紀末にこうした努力は成功裏におわつた」²⁰⁾ものと評価される。しかしながら近代国民国家の「生みの苦しみ」と周辺諸ナショナリズムとの対立が、火花を散らして展開された第一次カルリスタ戦争(1833~40年)からスペイン内戦(1936~39年)にいたる「ドラマチックな1世紀」²¹⁾をつうじて、①カタルーニア・バスク両地方では經濟発展に

19) 文献⑥ p. 728。

20) 文献⑦ p. 47。

21) この期間に、カディス憲法(1812年)制定に始まつたリベラルな社会と民主的な政体を創設する試みは、暴力的な反動勢力の攻勢にあつて次々挫折する。文献⑩をみよ。

なお、今もバスク地方に命脈を保っているとされるカルリスタとは、フェルナンド7世の死(1833年)後、その王位継承をめぐる王の弟ドン・カルロスを擁立して、王の晩年に生まれた王女イサベル(後の同2世)と摂政の皇太后マリア・クリ스티ナに対して蜂起した人びとを指す。かれらは、1世紀余りの間、反急進主義の名において歴史的な地域特認法と利己的な個人主義を肯定し追求してきた。こうした運動が勝利をおさめたのは、最初の工業地帯=バスク・カタルーニアとその後背地(ナバ

裏付けられた強い民族意識と民族主義が台頭し、その結果②こうした周辺に集積した経済力と中央に残存した政治権力というアンバランスな状況が出現することになった²²⁾。この事実に力点をおいて評価すれば「19世紀のスペインは、法律上は中央（集権）主義だが実質上は地方（分権）主義」²³⁾であって、啓蒙専制主義のブルボン王朝をもってしてもスペイン全土の「カスティリーヤ化」には必ずしも成功したとは言えないのである。

ともあれ、啓蒙専制的な諸改革の一環として、1707年から1715年にかけてバレンシア・アラゴン・マジョルカ島そしてカタルーニャに「刷新令」Decretos de Nueva Plantaが発せられた。国内の通行税などの障壁がこの法令で完全に撤廃されたわけではないが、国内市場の統一に大きく寄与したことは間違いない。また1765年には、それまでセビリヤとカディスの両港に限定されていた海外貿易の独占体制も廃止されたが、この措置も国内市場の競争と統一を推進するのに役立った。さらに1775年頃から道路網が再編され、マドリッドと沿海諸地方を放射状に結ぶ道路建設が開始された。これも言うまでもなく国内経済の統合を高めるのに貢献した²⁴⁾。市場経済の展開を促進したこれら一連の政策措置は、しかしながら内陸地方＝中央を目覚めさせるには至らず、むしろ沿海地方＝周辺を自由な競争による圧力の高まりをつうじて刺激し、その経済的優位を一層確かなものにしたのである。たとえば海外貿易がまだ独占体制下にあった1750年に、上記の両港から輸出された財貨のうちスペインの産物は16%にすぎなかったが、自由化後の1792年には、スペイン全港からの財貨輸出額の52%がスペイン製であり、しかもその大半は輸出港に近い沿岸地方で生産されたものだった。一例を挙げれば、バスク地方の鍛冶（鉄）製品・農産品、カタルーニャの繊維・紙製品など、アンダルシアではオリーブ油・ぶどう酒・干しぶどうがそれである²⁵⁾。ここにスペインは、周辺地域における産業革命の夜明けを迎えることになる。だが皮肉なことに、周辺での黎明は、中央＝帝国自体の黄昏とほぼ時を同じくしていた。

ラ、アラゴン、バレンシア北部）であった。その主義主張（カルリスモ）が勢力を得た背後の事情としては、中央政府からは遠くしかも工業生産地帯に近くて、当地の「少数」民族に依拠していたという点が指摘される。文献⑥ p. 176 参照。

22) 文献⑦ p. 47。

23) 文献④ p. 19。

24) 文献⑧ pp. 708～709。

25) 文献⑧ p. 709。

2. スペイン帝国の没落とスペイン周辺地域における産業革命の胎動〔19世紀〕

17世紀末から18世紀初めの王朝交代にからんでヨーロッパ列強にもあそばされたスペインは、18世紀末のおおむね1790年から1830年までの40年間にまたもや「異常事態」に見舞われる。①アメリカ独立革命への参戦(1779年6～7月)による財政負担の余波がさめぬ間に起こったフランス革命の衝撃、②ナポレオンの侵略とゲリラ戦なる言葉を後世に残した対フランス独立戦争(1808～14年)——皮肉なことに、スペインのフランスからの独立は中南米植民地のスペインからの独立をも意味した、そして③トラファルガー沖の海戦に象徴される大英帝国の圧力。こうしてアンシャン・レジームは危機に陥り、「現代スペインのルーツ」が形成される。スペイン帝国とは名ばかりのものとなり、世界の「中心」から実質的な「周辺」へ退行するのとあい前後して「神秘的で不可解なスペイン」esoterismo español が人口に膾炙するようになる²⁶⁾。曰く「アフリカはピレネーからはじまる」と。また、リベラルな社会と民主的な政体を創設する最初の試みがカディス憲法(1812年)として日の目を見たのもこの時期であった。ともあれスペイン帝国は事実上崩壊し、周知のように大英帝国が1815年(ワーテルローでのナポレオンの惨敗)から約1世紀間、パックス・ブリタニカ(イギリスによる平和)を世界に実現することになる。こうしたスペイン帝国の世界における「周辺」化は、すでにみたように、スペイン国内の周辺に位置する沿海地域の経済発展・産業革命への挑戦の時期でもあった。つぎにその実情を代表的な地域の動向に照らして見てみよう。

2.1. カタルーニャ

中南米植民地のスペインからの独立は、1824年ペルー南部のアヤクーチョの戦いで、独立運動の傑出した指導者のひとり S. ボリーバルの軍隊が圧勝した時にほぼ大勢が決した。スペインにとって植民地の喪失は、植民地貿易への依存度が伝統的に高いアンダルシア地方(とくにセビリャとカディス)にある程度の打撃を与えたと推測される反面、カタルーニャ地方にはむしろ長期的には幸いした。というのも、すでに繊維に代表されるいくつかの産業を有し、かつ1765年まで植民地貿易から排除されていたカタルーニャは、それまで蓄積されてきた企業能力²⁷⁾・技術力・熟練した労働力を国内市場向けに結集して「ス

26) 文献① p. 97。

27) 「バルセロナとバスク北部は、技術革新や進取の精神にとって非常に適した、商業や手工業および欧米との国際(貿易)関係にかんする豊かな伝統をもっている」。文献

ペインの工場」になるだけの条件を備えていたからである。

ジュニー型の織機が初めて導入された1780年に、カタルーニャは綿紡織業ではイギリスに次ぐ有力な位置を占めるにいたった。国内市場と特にアメリカ植民地市場が綿糸と綿布の捌け口であって、この綿紡織部門では対仏独立戦争（1808～14年）前夜に2万人以上の人が働いており、家族経営の小企業に配備された4,000以上の織機が稼働していた²⁸⁾。その後、植民地市場の喪失という打撃——穀物関税による高い食料価格を背景にした高賃金と小規模生産による高コストのゆえに、植民地以外の外国市場はほとんど存在しなかった²⁹⁾——に加えてイギリスとの競争にさらされながらも、政府の手厚い保護政策によって1832年に蒸気機関を備えた最初の工場が建設され、1840年には紡績業はほとんど完全に機械化されたのである³⁰⁾。

こうした綿紡織に続いて発展した毛織物業を含む「繊維」の他に、有力な産業としては農産食品製造業〔小麦粉・同製品（パスタ）・缶詰・チョコレート・ビール・その他飲料〕があり、コルク栓・家具・紙業でも一定の成功がおさめられた。かくて20世紀に入るかなり前から、消費財工業におけるカタルーニャの優位は事実上確立されたのである³¹⁾。さらに1891年以降は、①高関税による産業保護措置³²⁾、②水力発電の本格的開始³³⁾、③カタルーニャをはじめスペイン全体の所得水準の上昇、といった要因に支えられて、精密器械・器具・農機具・消費者向け金属製品（自動車、ミシン、調理器具、冷蔵庫）の製造からなる金属加工関連産業にも生産の拡がりを見せ、すでに第二共和制（1931～39年）末期までには基本的に工業経済圏として、その地位を不動のものにした³⁴⁾。カタルーニャは後述のバスクとならんで、スペインでは異例のまっとうな産業革命を経験したのである。

こうしたカタルーニャの工業とならんで地中海沿岸の「周辺」農業もまた、スペインの

③ p. 372。

28) 文献③ p. 373。

29) 文献⑧ p. 718。

30) 文献③ p. 375。

31) 文献⑧ p. 714。

32) スペインの貿易政策は、①1802～19年＝節度ある保護主義、②1820～49年＝節度ある自由貿易主義、③1849～91年＝自由貿易、④1891～1959年＝閉鎖的な保護主義という変遷をとげた。文献③ p. 373。

33) 工業用水力発電所は1875年に初めてバルセロナに造られたが、カタルーニャは立地条件のうえで、電力が利用できる以前から河川流域での水力利用に恵まれており、それがバスクの製紙業と同様、カタルーニャに繊維産業を根づかせた一因であろう。文献③ p. 375。

34) 文献⑧ p. 716。

經濟發展あるいは工業化において重要な役割を果たした。工業生産を続けていくうえで必須の新技术を体化した資本財とりわけプラントや原材料の輸入は、地中海特産の果物や野菜類の輸出による外貨でもって賄われたからである。

このような經濟發展とそれに伴う工業化・近代化の波は、カタルーニアに土着の資本主義とその精神風土を出現させたが、その波はスペインの他の地方には伝播しなかった。カタルーニアが資本主義による工業發展を完成したとき、すでにスペインには旧来の国家が存在しており、その法的秩序も確固たるものでかつ深い利害関係が絡んでいた。かくて「若干のカタルーニア人の試みはあったものの、カタルーニア社会が総力をあげて取り組んでも独自ではスペインの近代化、あるいは——ウナムノの有名な表現で言い直せば——スペインの“カタルーニア化”は不可能であった」³⁵⁾。かくして、マドリードに集中した政治権力とそれを取り巻く停滞した經濟に対峙する形で、現代的な周辺(カタルーニア)ナショナリズムが展開され、カタルーニアの近代化はかえってスペイン内部の異質性を深めることになった。この点は、カタルーニア資本主義に固有の制約条件つまり、①政治的中枢たるマドリードからの地理的かつ社会心理的距離や、②金融面での弱さと関連している。政治・金融センター＝マドリードと經濟・産業センター＝カタルーニアの乖離というパターンは、すでに前世紀にカタルーニアの發展をつうじて形成されていたのである。

2.2. アンダルシア

1765年の植民地貿易の独占廃止は、意外にもカディスに大した打撃を与えず、むしろ他のアンダルシアの港——その後も1778年まで植民地貿易上の特権を有したセビリヤや、良港に恵まれたマラガなど——にも大いなる利益をもたらした。「1780年から1823年までカディス港はスペインの輸出の70%を扱っていたが、1857年時点でもまだ全外国貿易の17%を確保しており、アンダルシア地方の港全体では34%にたった」³⁶⁾。植民地喪失以前からのこうした海外貿易によって、アンダルシアに点在する港町とくに上述の3港とその近隣は、高水準の經濟活動と資本蓄積が可能になり、産業革命を企てる絶好機をむかえた。

まずマラガ県に地元の鉄鉱石を利用した製鉄業と繊維産業が興された。最初の近代的な製鉄工場は1832年にマルベリヤに造られたもので木炭を利用していたが、ついで県都マラガには輸入石炭を用い約2,500名の工具を擁する工場が建てられた³⁷⁾。そして1841年

35) 文献⑥ p. 179。

36) 文献⑧ p. 712。

37) 文献③ p. 376。

にはマラガを中心としたアンダルシア地方の銑鉄生産高は全国の75%を占めるにいたった³⁸⁾。だが、間もなくイギリス炭に関税が課され——税率は1891年に「禁止的」なまでに高まる——アストゥリアスの石炭業者が保護されるが、これはマラガの製鉄業とその関連業者にとっては生産（石炭）コストの上昇を意味し、1891年まで命脈を保つものの1864年頃にそれらはほぼ壊滅状態におちいった。

他方、1837年から85年にかけて毛織物業が、また1857年から85年には綿紡織業が隆盛をきわめ、バルセロナに次ぐ地位を獲得したが、しかしいずれも最終的にはイギリス領ジブラルタルを介する密輸およびカタルーニア繊維業との競争の前に屈した³⁹⁾。カタルーニアの競争力については、1854年から66年にかけて進展した鉄道建設（最初の開通は、1848年のバルセロナ・マタロ間であった）とそれによる国内市場の統合や（ピレネーの彼方の）ヨーロッパに近いその地理的条件も関連していると言えよう。

アルメリア・ハエン・ウエルバにも（この順番で）マラガについて、産業革命のパイオニアになれるチャンスがおとずれた。1861年まで主役を演じたのは、ペニベティカ山系から採掘される鉛であったが、その後中心地はシェラ・モレナ山脈（銅・鉄・亜鉛）とティント川流域（黄鉄鉱）に移った。だが、それらの大半は外国（仏・英）資本の手中にあって拳がった利益も本国送還され、また相互の地理的経済的連関を欠いていたことも災いして——1881年に世界の銅生産のほぼ4分の1はスペイン産で、そのうち70%はウエルバの盆地から採掘されており、またアンダルシア東部とムルシアに豊富に埋蔵されていた鉛が英・仏資本によって採掘された結果、スペインは世界の鉛生産において第2位を占めるまでになった⁴⁰⁾にもかかわらず——結局これらの鉱業生産活動もアンダルシア経済の牽引車とはなり得なかった⁴¹⁾。

要するに、マラガの製鉄業・繊維業とペニベティカ山系の鉱業をパネに「グアダルキビール川以南」が、経済発展を軌道にのせテークオフに成功する絶好のチャンスを目前にしながら、結局失敗した原因は、制度的に欠陥のあるシステム〔大土地所有＝ラティフンディオや国王の鉱山採掘特権〕と真の企業家精神の欠如に求められる⁴²⁾。かくて、1880年代に農業危機——それは、人口の大半をしめる農民の購買力低下をつうじて⁴³⁾、工業とくに

38) 文献④ p. 713。

39) 文献④ p. 713。

40) 文献③ p. 374。

41) 文献④ p. 713。

42) 文献④ p. 713。

43) もっとも、たとえ農業危機がなくても、スペイン南部と中央内陸部の小作農はラティフンディスタに搾取されており、また北部の農民はミニフンディオ（細分割地）による

繊維業を衰退させた一因でもある——が収束した頃から、アンダルシアは壊滅的な工業と枯渇した鉱山を前にして工業発展の途を見限り、再び農業に依存する「後進」地域に逆戻りした⁴⁴⁾。そして、その主要輸出品もぶどう酒とオリーブ油におちついたのである。もちろん穀物生産は、1823年以來の保護政策の恩恵を他の地方と同様に得ていた。

2.3. バスク・アストゥリアス

ビルバオ(ビスカヤ県)は、かつてカスティリーヤの海への出口として栄えたサンタンデルとならぶスペイン北部の重要な港である。19世紀前半に、このビスカヤとサンタンデルで鉄鉱石が採掘されはじめた。当初それはヨーロッパとくにイギリスに輸出され、その工業発展に貢献したのだが、やがてバスク・アストゥリアス地方の工業化を始動させることになる。つまり鉄鉱石に加えて、純度など質的な問題等があったとはいえアストゥリアス・レオン地方(および南部のシウダー＝リアルとコルドバ)で無煙炭などの石炭が採れたことから、まずアストゥリアスで製鉄業が1848年に英・仏の資本援助によって始められた⁴⁵⁾。もっとも当初は、品質上の問題からアストゥリアス炭が使用されずに木炭が用いられたが、1864年頃には先に述べたようにマラガに代わる位置を占めるようになる。

さらに1880年頃からアストゥリアスに代わってビスカヤ県が首位の座におさまるのだが、その理由は単純であった。つまりビスカヤは、アストゥリアスの全盛時代も鉄鉱石の採掘と輸出に専念しつつ、その輸出収益を資本蓄積にまわしただけでなく、イギリスに鉄鉱石を輸出した帰りの船で良質のイギリス炭を輸入し利用した、というのである。かくて「1879年から1902年の間にビスカヤはインゴットの生産で第1位となり、1902年に設立されたビスカヤ高炉会社を頂点とする一連の企業が創設される」⁴⁶⁾ことになる。製鉄業が産業連関の「川下効果」を発揮するわけで、まず造船業がついて鉄道資材製造業が誕生した。地方銀行として生まれ、間もなく全国レベルの銀行に発展するビルバオ銀行(1857年創業)やビスカヤ銀行(1906年創業)の存在も、大量の資金を要する重工業の発展に寄与したことは言うまでもない。また、こうした産業連関効果がいずれ隣県のギブスコア——そこでは、ビスカヤと同じようにすでに12～15世紀に製鉄が行われていた——に波及する

零細経営を余儀なくされている以上、農民の購買力はこうした制度的要因の故にもとものと低かったに違はなく、それがまた工業の発展を阻害するひとつの要因となった。

44) 文献③ p. 716.

45) 文献③ p. 376.

46) 文献③ p. 376.

のは時間の問題であった。かくて、没落したアンダルシアに代わってバスクの2県＝ビスカヤ・ギプスコア〔ただしアラバ県は異質で除かれる〕⁴⁷⁾とアストゥリアスおよびカンタブリア(サンタンデル県)でもって構成される「カンタブリア沿海ベルト地帯」Cornisa Cantábrica が、カタルーニアとならぶスペインの大工業圏に成長することになる。

こうして製鉄業とその関連の金属工業が19世紀末から20世紀はじめにかけて確立される一方で、化学工業もバスク地方で1870年代から始まった。その背景には鉱山や公共事業および軍隊で使用される爆薬の需要があったと推測される。1872年にビルバオで創設された「ダイナマイト・スペイン社」は、19世紀末にその副産物として過リン酸石灰を生産していた〔1904年には、バルセロナでも過リン酸石灰を主産物とする工場がつくられた〕⁴⁸⁾。かくして、金属工業で生産される農機具のほかに化学肥料の生産も可能となり、農業の近代化・機械化が展開される可能性が生じた。このような重化学工業のほかに、製紙・家具・椅子・漁業関連食品・チョコレートなどがカンタブリア沿海ベルト地帯を代表する産業の生産物であった⁴⁹⁾。

さて、すでに述べたように、カタルーニアが資本主義による工業発展に成功したとき、少なくとも一部のカタルーニア人にはスペインを「カタルーニア化」することで近代化しようとする意図があり、意欲が示された。しかしバスクが同じように重化学工業化を達成した時、そうした気配はまったく感じられなかった。カタルーニア気質 catalanismo は「つねにスペイン全体を視野のなかにおさめてきた。もちろんその視点(カスティリーヤ＝中央)で) 支配的なものとは異なっているが、スペインを、そのすべての諸民族からなる国民国家として統一的に理解しようとしてきた」のに対して、バスク気質 vasquismo——とりわけニュアンスを異にする色々な独立・分離派(その先鋭部隊は1959年創設の ETA “祖国バスクと自由”で、68年以来いまでもテロ活動を続けている)——は「スペインを完全に拒絶したようなふりをしてきたのであり、スペインにはつねに何の関心も寄せてこなかった」⁵⁰⁾。いずれの地域もスペインの周辺に位置して、ともに工業化を完成させながら、このように対照的な態度をスペイン＝中央に対して採る理由は何なのか。この急進的バ

47) たとえば、同じバスク地方に属しながらアラバ県のカルリスタは、ナバラ地方のカルリスタとともに1936年に蜂起したフランコ反乱軍の民衆的支持母体となり、またともに地域特認法(フェロ)の影響も大きい。文献⑥ pp. 182～183 および文献③ p. 388。

48) 文献③ p. 377。

49) 文献③ p. 377。

50) 文献⑥ p. 179。()内は楠の加筆。

ク・ナショナリズムによる分離独立運動(テロリズム)を支持しているのは、80年代半ばでバスク地方の有権者の10%程度にすぎない⁵¹⁾とはいえ「バスクでは、政治的再編がスペインの他の地方と同じような成果を挙げておらず、非常に重要な分野が統合されないままで残っている⁵²⁾。これは「地方自治」が制度化された現在もおスペイン社会が抱えているひとつの重要なアキレス腱である以上、こうしたバスク・ナショナリズムの特異性の解明が待たれるところである。

2.4. マドリード

1561年に首都の座についたマドリード市は、1860年に30万そして1900年にはすでに50万人を超える人口を擁し、周辺部に位置するカタルーニアやカンタブリア沿海ベルト地帯とともにスペイン経済の3大中心地を、中央・内陸部にあって形成するにいたった。

このマドリードの経済的繁栄については、17世紀からスペイン・ハプスブルク帝国の首都としての有利な条件を独占的に享受してきた「寄生都市」である(D. R. リングロセ)という見解がある。たしかに、首都としての有利な環境は、少なくともこの都市が発展する契機としては無視できない要因だったに違いない。マドリードは、いわば門前町のような賑わいによってその経済発展を始動させたと言えよう。そして、全国に占める生産のウェートを1802年の2.7%から1860年に9.6%に高めたマドリード県は、この1860年時点で生産高/人口比ではかった指標でも際立って高い3.10を示し、2位のカタルーニア1.24を大きく引き離している〔全国平均=1.00〕⁵³⁾。しかしそれだけでなく、国のほぼ中央に位置する立地条件にも恵まれて、1840年代から60年代にかけてマドリードから周辺地域へ放射状にのびる、9000キロメートルの道路と6000キロメートルの鉄道が建設された⁵⁴⁾。

さらにマドリードを中心としたスペイン経済の統合は、マドリード証券取引所創設(1831年)、通貨発行権を専有するスペイン銀行設立(1856年)、そして全国的に統一された租税制度(1845年)と通貨制度(1868年)の樹立によって加速された。同じ頃(1844年)に、現代スペインの国家機関のなかで最も有効に機能したと評される治安警備隊が組織され、社会にたいする国のコントロールの基礎も固まった。もともと国境での密輸や街道筋の警備にあっていた「治安警備隊の存在は、国内の多くの地点において国家の實在

51) 文献⑦ p. 51。

52) 文献⑤ p. 599。

53) 文献⑧ p. 712 と p. 715。ちなみにアンダルシアは1.14、バスクは1.11である。

54) 文献④ p. 18。それでもなお「20世紀に入ってもかなり後まで、真の社会生活領域は、町村・県・地域・地方にあって決して国にはなかった」状況がつづく。文献④ p. 17。

を表明するほとんど唯一のものであった」⁵⁵⁾。言うまでもなく、こうしたスペインの社会的経済的統合は、どこよりもマドリードに有利に作用してその経済的優位を一層強化し、その後の工業発展に結びついた。マドリードは、17世紀からの停滞のなかでまどろむカスティーリャの——車で何時間も走っていると「海」かと見まごう——広大な農業地帯にばかり浮かんだ「島」のように、その経済的繁栄を政治的要因に支えられて築き上げてきたのである⁵⁶⁾。

こうしたなかば政治的でなかば人為（政策）的な生い立ちからみて当然ながらマドリードには、カタルーニャやバスクに見られる土着の経済基盤をもった地域（周辺）ナショナリズムは検出できない。もしそこにナショナリズムがあるとすれば、それは国家にリードされたスペイン（中央）ナショナリズムであろう。その極端な一例は、周知のフランコによる——周辺諸地域を圧する反分離主義と軍国主義を内容とする——超ナショナリズムであった。このようにナショナリズムに2類型があるように、スペイン人の国家観にも大きなヒラキがあった。ついでにその点に触れておこう。

17世紀、カスティーリャの中央政府（ハプスブルク王朝）は開かれた「ゆるやかな政治統合」を目指したものにすぎず、18世紀の啓蒙専制政府（ブルボン王朝）でさえスペインの「カスティーリャ化」に成功しなかったことはすでにみた。それを力づくで強行しようとしたのが——あってはならないはずの「スペイン内戦」にたいする、これもあってはならなかった「反動」の——フランコの反乱と独裁であった。ともあれこうした脆弱な中央政府＝国家に関して、「自作農や農場労働者、工場労働者やプロレタリアだけでなく、都市化した工業地帯の中産階級や上流階層ですら、関わりのない疎遠で残酷な存在だと感じとっていた」⁵⁷⁾。要するに大半のスペイン人にとって、国家はふつうは遠い存在であって、時には必要悪としての暴力に訴える残酷な存在でもあった。他方、工業化以前の遅れた広大な地域の握りの質素な中産階級にとって国家は、垂涎のまどである安全と雇用を提供してくれる救世主のような存在であった。そして、運良くその唯一の就業機会に恵まれた農村地帯——これといった商業も工業もなかったカスティーリャ・アングルシア・ガルシアなど——出身の役人や軍人あるいは政治家には、国家との強い一体感に裏打ちされた一定

55) というのも1900年時点でもまだ中央には8省庁しかなく、歳出も、近代国家に相応しいサービスの提供を犠牲にして、戦費・海軍・公債費に充てられていた。文献④ pp. 20～21。

56) かくして1979年には、面積比では約43%を占めるスペイン内陸地方の工業生産が全体の10%にも達しなかったのに、そのなかの「飛地」マドリードは国内総生産 GDP の15%に近いウェートを占めるにいたった。文献③ p. 391。

57) 文献⑥ p. 177。

の均質性と中央集権指向が植えつけられた⁵⁸⁾。かくて国家にたいする態度にも、中央(集権)派と周辺(無関心)派の2類型が見られるのである。

3. 地域・民族問題のひとつの解決——

新憲法に基づく地方「自治政府」の形成

スペインにおける「中央対周辺」関係あるいは「スペイン(中央)ナショナリズム対地域(周辺)ナショナリズム」問題の源は、これまでの議論から明らかなように、①スペイン帝国の没落＝スペイン自体の周辺化と、②産業革命の全般的な失敗およびカタルーニア・バスクにおける周辺での成功、そして③とくに内戦後のフランコ独裁体制の威信失墜つまりスペインの「カスティーリャ化」あるいは画一化の失敗に求めることが出来る。かくてフランコ没後「70年代末には、自治権運動や地域主義の兆候を全くあるいはほとんど全く見せなかった地方や地域〔カナリア諸島やバレアレス諸島、アストゥリアスやエストレマドゥラまで〕もその魅力を発見した」⁵⁹⁾のである。

スペインは、一方では民族や言語を異にする多様な地域が、脆弱(非効率)でかつ強力(暴力的)な政治勢力に支配されてき、他方で政治的支配(マドリード宮廷)と経済的主導権(カタルーニア・バスク)が伝統的に乖離してきたために、その共生が不能となり、近代化の過程のなかで相次ぐ武力蜂起や騒乱内戦に明け暮れてきた⁶⁰⁾。その悲劇的結末があの「内戦」であった。この苦い歴史的教訓を踏まえて、フランコ没後の民主制への移行期に政権をあずかったA.スアレス首相は、そのあやうい情況のさなかに「中間政府」meso-gobiernoの「実験」を迫られた⁶¹⁾。そこでかれは76年夏、山積する難問を前にして、節

58) 文献⑥ p. 177。ハプスブルク王朝時代の「海か教会」つまり軍人か聖職者のほかにブルボン王朝治下の19世紀には「王室」の官僚が新しい職種に加わる。他方、地方レベルでは、この中央官僚による行政を補完するものとして——というよりむしろ、弱体な中央政府の諸機能を代行するものとして——カシケ(地方の有力者にして政治的ボス)による支配＝カシキスモが、王制復古時代(1870年代～)に制度化される。農村の全般的な貧困とわずかな就業機会を背景にした権力者たる大土地所有者の保護・恩恵と引換えに、被保護者たる農民大衆の政治的個人的忠誠・服従が権力の側に確保されたのである。

59) 文献⑥ p. 183。

60) 文献⑥ p. 172。

61) 文献⑦は、まさに民主スペインの存亡を賭けた二つの「実験」を詳細に分析した労作である。小稿のとりわけ3節は、そこから多くの示唆を得ている。

度・妥協・協定による解決を着想し、政治・経済・地域レベルで諸勢力と一連の取決めを交わすことにした。その成果はまず、77年10月のモンクロア協定〔77年6月の41年ぶりの総選挙で選出された事実上すべての政党間で取り交わされた政治・経済協定〕として実を結び、つづいてより具体的には78年末の新憲法の制定として現れた。ここに、積年の課題である地域・民族問題にひとつの解答があたえられたのである。憲法は「すべてのスペイン人の共通かつ不可分の祖国たるスペイン国のゆるぎなき統一に基礎を置き、これを構成する民族および地方の自治権ならびにこれらすべての間の連帯を承認し保障する」（2条）と。こうして民族 *nacionalidades* および地方 *regiones* は、自治共同体 *comunidades autónomas* を構成する権利＝自治権が認められたのである。それを具体化すべく各自治憲章が79年12月から83年2月にかけて制定され、現在の17自治共同体（自治州）から成る体制が出来上がった。伝統的に中央集権的単一国家を目指してきた国が、連邦制への含みをもつ地方「自治政府」を基盤にした分権制へと大転換したのである。つぎに、そのプロセスを考察しよう。

3.1. 地方自治制度の形成過程〔1〕スアレス内閣成立（76.7.）～憲法制定（78.12.）

スペインの地方自治制度の形成過程を、ビクトル・ペレス・ディアスにしたがって3段階に分けて検討する。しかしその前に、第二共和制（1931～39年）下でもすでに「地方自治」問題が議論されているので、まずそれを簡単にみておこう。

第二共和制は、スペインで初めて地域ナショナリズム問題に取り組もうとした。だが、その政権が解決を迫られていた問題はこの他にも山積していた。「スペインでは、うっとうしい封建遺制の解体という仕事が、19世紀のリベラリストと20世紀初めの数十年間の社会主義者や共和主義者のひ弱な肩にかかった」⁶²⁾ からである。そういう事情もあってか、第二共和制下の対応は実に慎重であった。結局、内戦勃発以前に「自治」が認められたの

実験のひとつは、後述するように、憲法で承認された地方「自治政府」の形成であり、もうひとつは、民主社会樹立が優先されたために後回しになった「経済危機」からの脱出にかかわる、政府・労働組合・経営者団体間の協定に基づいた社会経済政策＝ネオ・コーポラティズムの遂行である。後者については文献⑩を、またこうした「実験」の手順を取り決め、民主制への平穏な移行の政治・経済プロセスをすべての政党間で確認しあった、民主スペインの一里塚ともいべきモンクロア協定については、拙稿「現代スペイン経済・社会〔その2〕」関西大学『経済論集』41巻5号を、参照されたい。

62) 文献⑩ p. 175.

は1932年のカタルーニアだけで、議会上程されていた唯一のバスク自治憲章——その他は基本構想の域を出なかった——が効力を発揮したのは、内戦開始後の36年10月1日であった。ケルト的要素の強い固有の「歴史と文化」をもったガリシアの自治憲章は、36年6月28日に住民投票に付され、約134万票のうち99万票余りの賛成を得て7月15日に国会に送られたが、3日後に起こった軍部の反乱のゆえに承認を得るにいたらなかった⁶³⁾。1978年段階でこの3地域が「歴史的民族」として扱われる由縁である。ともあれ、周知のように、こうした地方自治によって民族紛争に決着をつける試みは、リベラルな民主主義への敵対者フランコによって挫折を余儀なくされる。

このような前史をもつ地方自治制度の新生スペインにおける形成過程は、スアレス内閣の成立をもって始まった。憲法制定までのこの時期＝準備段階で、スアレスが何よりも腐心したのは「地域・民族問題」であった。そこでかれは、J.タラデリヤス——1932年の自治憲章に基づくカタルーニア自治政府＝ジェネラリターに参画し、内戦終結とともにフランスへ亡命した政治家で、1954年に亡命政府の首相に選ばれていた——との「取引」に精力を集中した。タラデリヤス交渉は、その後の展開をうらなう重要な試金石となったのである。交渉は成功裏におわり、ジェネラリターが1977年10月に復活するとともにタラデリヤスの首相の地位は、スアレスをたすけて民主化のプロセスを推進した国王ファン・カルロスによる任命でもって確認され、1980年に現首相ジョルディ・プジョールが選出されるまでその地位にあった。

このようにカタルーニアはスアレスに「協力」したのに対して、バスク・ナショナリストを代表する政党PNVは、テロリストを含む政治犯の特赦を前面に出し、憲法起草委員会にもメンバーを送り込まなかっただけでなく、憲法の可否を問う国民投票でも棄権をよびかけた。バスク・ナショナリストは憲法以前の「歴史的諸権利」を問題にすることによって、憲法で原則的に否定されることになる「民族自決権」獲得をもくろんだのである。だが最終的には、1979年12月のバスク自治憲章でこの「歴史的諸権利」に言及されたため、憲法にも同意が寄せられることになった。同じく周辺ナショナリズムを唱えながら——ついでながらガリシアは、こうしたナショナリズムあるいは地域主義の政治勢力が強くなく、自治憲章の可否を問うた住民投票でも、カタルーニアの39.5%バスクの40.23%に対して75%近い棄権があった——カタルーニアとバスクでは対照的な動きをみせつつ、中央と地方の各政府権限の線引きなどの決定を将来に持ち越した妥協の産物として、憲法第8編「国の地方組織」が編み出されたのである。

63) 文献④ p. 33.

3.2. 地方自治制度の形成過程〔2〕憲法制定（78.12.）～クーデター未遂（81.2.23.）

こうした準備段階を経て、まずバスクとカタルーニアの自治憲章が国の法律〔組織法〕として承認された（79年12月）。そして同時に並行して、他の地方においても自治制度が検討された。「すべてのスペイン人の共通かつ不可分の祖国たるスペイン国のゆるぎなき統一」を大前提にしつつも、それを構成するすべての民族および地方の自治権と相互の連帯を承認し保障するのが、憲法の主旨であったからである。この時期に自治憲章が住民投票段階を通過した（80年12月）のは、第3の「歴史的民族」ガリシアであった（なお、組織法としての承認は、後述の23F事件後の81年4月までずれ込む）。

もちろん他の地方でもバスク・カタルーニアに遅れをとって政治的経済的に「割りを食う」ことのないよう——というも地方自治は、自主管理の高まりと市民の権力機構への接近だけでなく、地域によっては中央政府からの援助を意味するために——地域〔住民〕感情がかきたてられ、競って周辺ナショナリズムやリージョナリズムを体現した「自治」が模索された⁶⁴⁾。とりわけ顕著だったのは、かつてカタルーニアと並んで経済発展をリードした経験もあるアンダルシアであった。そこでは、経済的不平等の是正と「ステータスの平等」＝二重の権利回復論が展開された。経済的不平等の改善は言うまでもなく、ある地方は速やかに「完全な」自治というステータスを得ながら、他の地方には長つたらしいプロセスをへて「中くらいの」自治しか与えられないのは、許せないというのである⁶⁵⁾。かくてアンダルシアの自治問題は、非「歴史的民族」にとってこの権利回復論のテストケースと見做された。事実、1980年2月に実施されたアンダルシアの住民投票では政府提案の「低いランクの自治」が拒絶された。その結果アンダルシアは「より速やかかつ完全に、歴史的諸民族と同等の自治に到達」⁶⁶⁾できただけでなく、非「歴史的民族」にも同等の自治権への途を拓くという重要な貢献をしたのである〔アンダルシア自身の自治憲章は、81年12月に成立する〕⁶⁷⁾。

64) 周辺ナショナリズムとリージョナリズム（地域主義）の共通項は、イ）国民意識と地域意識の二重の帰属意識（アイデンティティ）の形成、ロ）国の文化・経済・政治面での中央対周辺の対立関係の存在、ハ）自己の目標達成のための社会的動員と政治的組織の存在であるが、前者にあって後者にない要素は、ニ）国が政治的に統合される以前から存在する、国の構成単位としての集団的アイデンティティであるとされる。文献⑥ p. 178。

65) 文献⑦ p. 51。

66) 文献⑥ p. 186。

67) ついでながら、こうした経緯を背景にスペインの地域・民族は「歴史的民族」か否かという基準の他に、自治共同体の自主管理を定めた一般規定（憲法143条）による地

アンダルシアをはじめ残された地方が「自治」を求めて努力を重ねている間にも、バスク・ナショナリズムの急先鋒ETAのテロ活動は泥沼化した。フランコ体制末期の1974年と75年に35人を暗殺したETAは、民主制への移行期の76年と77年に27人、そして78年には1年で64人とエスカレートした。さらにスアレスの選出母体の民主中道連合が崩壊の危機に瀕した79年と80年には、テロ活動もピークに達し171人も犠牲者がでた⁶⁸⁾。

このような事態を背景にして、1981年2月23日午後6時25分、治安警備隊中佐テヘロ以下約150名の極右派軍人によって、スアレスの後をうけ首相に推されたカルボ・ソテロの信託投票中に国会がハイジャックされた。この国会占拠事件は、国王の毅然とした反クーデター表明によって事なきを得たが、かれらをこうした「軍事蜂起」に至らせた要因の少なくとも一部は、先鋭化した周辺ナショナリズムの直接行動にあると考えねばならない。

スペインの軍部は、30年代の内戦でとったみずからの行動を——①階級闘争や、②宗教やカトリック教会をめぐる精神面での断絶、または③地域ナショナリズムによる分離独立運動から——スペイン国が分裂するのを阻止する必要に迫られたものとして、その正当性を現在まで一貫して確信しているという⁶⁹⁾。幸い、高度成長プロセスをつうじてスペインも「ヨーロッパ化」し、階級闘争の激昂や宗教をめぐる熱狂は沈静化した⁷⁰⁾。しかし、周辺ナショナリズムによる分離独立への思い込みは、スペイン屈指の重化学工業地帯バスク地方において、上述のテロによる暗殺数が示唆しているように、石油ショック後の経済

方——これによれば、自治共同体創設の発議は、それが不成立におわった場合、5年を経過しないと再発議できない——と、その制限をはずした特別の制度によって自治憲章の制定をゆるした規定(憲法151条)による地方に分けられた。後者に属するのは「歴史的民族」に問題のアンダルシアを加えた4自治共同体である。これら4地方の当初の自主管理権限は、その他の地方よりも大きかった。ただしナバラでは、自治憲章にあたる「ナバラ地域特認法制度の復帰・改善法」が82年8月に発効し、地域特認法(フェロ)までもが公式に認められた。いわば別枠である。文献⑨ p. 504。

68) 文献⑦ pp. 50~51。

なお、民主勢力から国際的な非難をあびた1970年のブルゴス軍事裁判までは、ETAの分離独立を求めるゲリラ戦に民衆はかなり好意的な反応を示した(文献⑥ p. 184)とはいえ、民主憲法下でのこうした騒然たる事態を前にして、ギブスコア県とビスカヤ県の一部では、国の行政や司法機関は事実上の麻痺状態に陥った(文献⑦ p. 51)。バスク地方のこうした政情不安と斜陽産業をかかえた経済的地盤沈下は、互いに因果関係にあることは言うまでもない。

69) 文献⑦ pp. 48~49。

70) 文献⑩をみよ。

危機——その対応は、政治危機の処理が一段落ついた79年以降にずれ込んだ——の深化とともに先鋭化した。軍の一部が危機感に駆られて直接行動にでた「2月23日(23F)事件」の背景には、こうした深刻な事態があったものと解釈できる。ともあれ、このクーデター未遂事件の收拾にあたって軍部は、国王をつうじて直接政治家グループに、地域問題に対して明確で首尾一貫した国家政策を採用するよう要請した。具体的には、①地方自治権移譲の抑制、②地域ナショナリストによる分離主義的論調のトーンダウン、③中央政府権限を擁護する立法措置の強化を求めた。これらの措置によってスペイン国の地域的統一・統合を確保せよ、というのである⁷¹⁾。

クーデター発生から7時間後(24日深夜1時24分)に国王は、テレビをつうじて「王室は憲法を守る」との簡潔なメッセージを国民に伝えた。国会が完全に機能麻痺していたこの7時間の間に、三軍総司令官たる国王と国軍のあいだでおそらく息詰まるようなやりとりがあったに違いない。ドン・ファン・カルロスは専制君主としてフランコ時代に逆戻りすることも可能であり、またそれを期待して軍の一部が直接行動に出たのであった。だが国王は、賢明にも立憲君主の地位にとどまり民主主義を守ることに徹せられたのである。

すべての国会議員と閣僚を「支配下」に置きつつなされた上記の諸要求が——まだ軍部の文民統制が確立されず、その民主化・非政治化も進んでいなかった(これらの課題は、社会労働党政権下の84年に成立した「国防と軍事組織」に関する組織法をもって着手される)状況のもとで——どれほどの重みとインパクトを持っていたか、想像に難くない。事実、この事件を契機に「地方自治」への対応は、つぎに見るように転換することになる。

3.3. 地方自治制度の形成過程〔3〕クーデター未遂(81.2.23.)～

衝撃的なクーデター未遂事件のあと速やかに設置された委員会(81年4月)で民主中道連合政府と野党第一党の社会労働党が交渉した結果、「歴史的諸民族」以外のすべての地域にも、自治権と地方分権の秩序ある拡大をめざして「地方自治調整組織法」LOAPAが成立した(同年8月)。この法律は、地方自治の展開という暗黙の了解事項を「延長」(みんなにお茶を“café para todos”を遂行)しようとした⁷²⁾だけでなく、その基本的な目標は、①中央政府と地方政府の「排他的」権限が衝突した場合、国の規準が優先することを明確にすること、そして②その趣旨にそった自治憲章の統一的なモデルを樹立して、まだそれが未施行の〔カタルーニャ・バスク・ガリシアそして(交渉中の)アンダルシアを除

71) 文献⑦ p. 52。

72) 文献⑥ p. 185。

く）すべての地方に実施することにあつた⁷³⁾。こうしたプロセスを経て最終的に、エストレマドゥラ、バレーアレス諸島、マドリッド、カスティールヤ・レオンの各自治憲章が国会で承認された83年2月をもって、現在の全17自治共同体（自治州）からなる地方自治制度が完成の運びとなつた⁷⁴⁾〔地図1と表3参照〕。しかしながら、これですべて完了というわけにはいかなかつた。この地方自治調整組織法は憲法違反だとして、バスク・カタルーニャ両地方の政府と議会および関係する下院議員50名から提訴されたのである。

憲法148条1項には「自主管理（自治）制度の組織」に始まり22項目にわたる、自治共同体の権限が列挙されている（2項では、制度開始から5年経過すると、自治憲章の改正により権限の拡大も一定範囲内で可能と規定）。149条には「憲法上の権利行使および義務履行において、すべてのスペイン人の平等を保障する基本的諸条件の調整」を筆頭に32項目におよぶ、国の排他的権限（専管事項）が挙げられている。国が権限を行使するケースを目的別に整理すると、イ）経済システムの統一性とアイデンティティを保障するため、ロ）国民経済政策の方針と独自性を確保するため、そしてハ）自治共同体を超えて重要な外部経済効果を生じさせる諸部門が存在する場合、全般的利益代表者としてそれらを規制するための3項目に分けられる⁷⁵⁾。150条では立法権限の調整がうたわれ、国の権限移譲の可能性が規定された。こうした憲法の趣旨に LOAPA は違反するというのである。

憲法裁判所の初めての判決（83年8月）では、LOAPAの第1目標——中央・地方両政府の権限が衝突した場合、国の規準を優先させること——は憲法違反と判断された（ただしその後の憲法解釈は、中央政府よりになる）。しかし、81年8月に成立した LOAPA の第2目標——自治制度がまだ施行されていないすべての地方にもそれを実施する——と、それに沿って成立した、カタルーニャ・バスク・ガリシア・アンダルシアを除くすべての地方の自治憲章に疑義は示されなかつた⁷⁶⁾。かくて、83年2月段階で完成した全17自治共同体（自治州）体制は、憲法に照らして再確認されたのであるが、中央・地方各政府間の

73) 文献⑦ p. 52。

74) もっとも、この17自治共同体のなかには固有の民族・歴史・文化等の共通基盤が認めたい単一県からなるもの〔カンタブリア・リオハ・マドリッド〕も含まれている。

75) 文献⑧ p. 513. Cuadro 3. なおスペイン憲法については、Ramón Tamames, *Introducción a la Constitución española*. Madrid, Alianza Editorial, 1985. があり、また憲法の邦訳は『スペイン・ハンドブック』（原誠ほか編、三省堂、1982年）に載せられている。

76) 文献⑦ p. 53。

権限をめぐる政治折衝と綱引きは、今後の課題として持ち越され、折衝の際に調停やパイプ役を引き受けるべき政党が不在の場合、憲法裁判所への提訴が頻発することになる。

こうした政治的権限にかんする問題とならんで重要な地方政府の財源についても見ておこう。自治体の域内で大半の国税を徴収して、国に共同負担分を相互調整した後に交付する「調整制度」——バスクと地域特認法が認められたナバラのみ——は別にして、その他の15自治体（いわゆる「一般制度」の移行期間後、87年から91年まで）の財源は、①国と共通の分野で権限を行使（サービス提供）するための「用途無指定の財源」—中央政府からの（人口・県数・面積・貧困度などにより算定された）交付金・移譲されたサービスの利用料金などと、②「用途が限定された財源」—地域間格差は正基金 F C I による再分配を意図した投資資金（地域特認法をもつナバラは対象外）・教育権限を有する共同体への特別補助金・F C I と同じ趣旨で E C レベルで実施される欧州地域開発基金 ERDF の低開発地域への資金交付（90年には17のうち9自治州が交付対象になった）および、③「独自財源」—地方税・国税への再課税（その後禁止）・固有の資産運用収入・公債、から構成される⁷⁷⁾。ここでも、「排他的」財源をめぐる中央政府と地方政府の確執は——90年段階で地方の「自主財源」が平均で3割余りだとすると——スペインの地方自治を実質的なものにするためにも、今後しばらく続かざるを得ないであろう。

こうした地方自治の実質化に関連して、上記の F C I について簡単に敷衍しておこう。憲法（2条）の精神に沿って「すべての民族および地方の間の連帯」を保障するために、言い換えれば17の地方「自治政府」からなる制度を画餅に終わらせないために、憲法158条2項で「地域間の経済的不均衡を是正し、連帯の原則を実現するために、投資費用向けの“格差是正基金”を設けるものとし、その資金は、通常国会によって自治共同体および場合により県に配分するものとする」と規定された。この条文をうけ、80年の「自治共同体財政組織法」によって創設されたのが「地域間格差是正基金」F C I であるが、さらに84年3月の法律7号により、各自治共同体には地域発展計画 P D R の策定が義務づけられた⁷⁸⁾。E C 加盟後これは、欧州地域開発基金を受け入れるためにも必要となり、またここには、各自治共同体の野心的な地域発展計画とそのための経済計画措置などが具体的に盛り込まれるわけだが、本稿ではそれらの基底にある自治憲章で謳われた経済的諸目標を表2によって紹介するにとどめたい。そこから明らかのように、それらの目標は実に野心的で、各自治共同体が抱える問題と明示された目標との関連性も高いことが読みとれるであ

77) 文献⑨ p. 504, pp. 506~507。

78) 文献⑨ p. 740, Ramón Tamames, *op. cit.*, pp. 228~230。

自治共同体（自治州）の自治憲章にみられる諸経済目標（その2）

	目 標				準 目 標						
	経済成長	完全雇用	経済安定	富所得再分配	地域内均衡	地域間不均衡の打開	固有の経済資源の利用	投資の促進	コミュニケーションの改善	工業発展	農業改善
パ ス ク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ア ン ダ ル シ ア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ア ス ト ウ リ ア ス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
リ オ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ム ル シ ア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ア ラ ゴ ン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カステイレーリャ・ラ・マンチャ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カ ナ リ ア 諸 島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エ ス ト レ マ ド ウ ラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バ レ ア レ ス 諸 島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カステイレーリャ・レオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

出所] 文献 ④ pp. 508~509 Cuadro 2

地図1 [1~50は表3の各県と符合している]

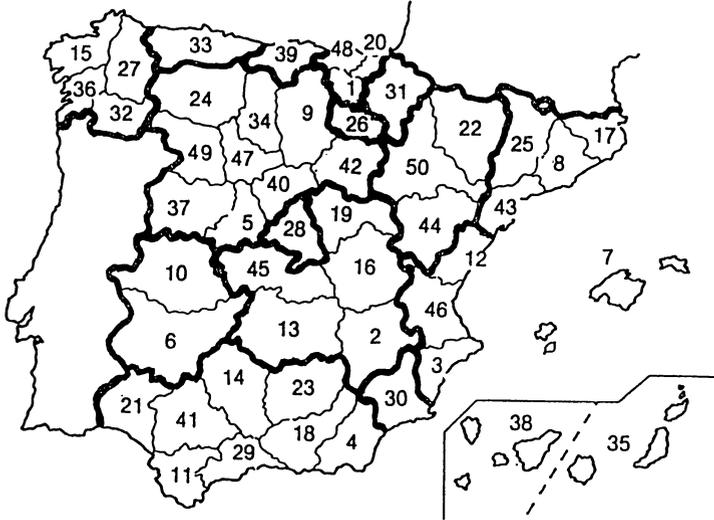
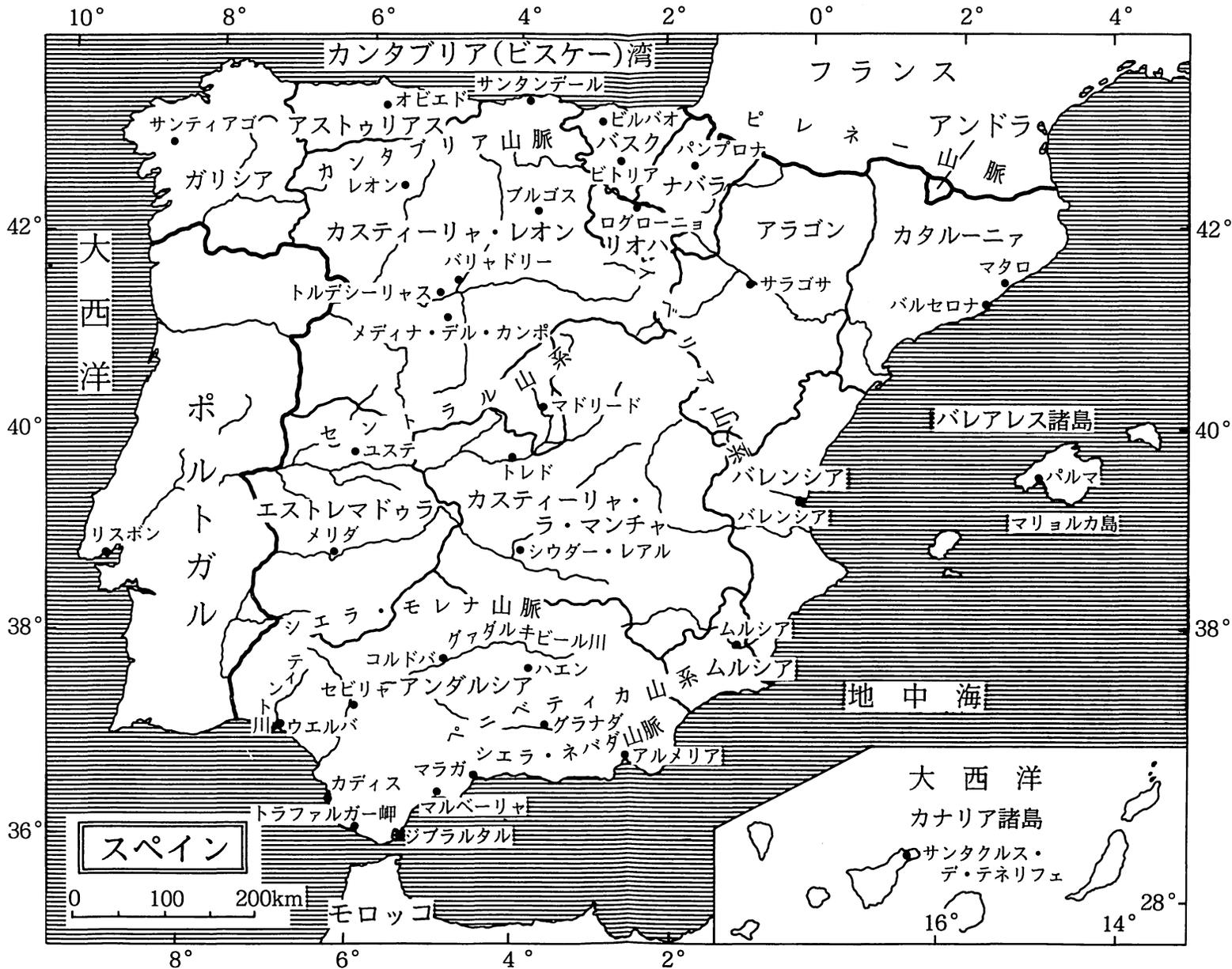


表3

17自治州 (自治憲章成立年月)	50県 (県都) 名* アンダーライン=州都
バスク地方 (1979年12月)	①アラバ (ビトリア) ②ギフスコア (サンセバスティアン) ③ビスカヤ (ビルバオ)
カタルーニャ地方 (1979年12月)	④バルセロナ ⑤ヘローガ ⑥レリダ ⑦タラゴナ
ガリシア地方 (1981年4月)	⑧ラ=コルニャ ⑨ルーゴ ⑩オレンセ ⑪ポンテベドラ [州都サンティアゴ]
アストurias地方 (1981年12月)	⑫アストurias [州・県都オビエド]
アンダルシア地方 (1981年12月)	⑬アルメリア ⑭カティス ⑮コルドバ ⑯グラナダ ⑰ウエルバ ⑱ハエン ⑲マラガ ⑳セビリヤ ㉑サンタンデル
カンタブリア地方 (1981年12月)	㉒ラ=リオハ [州・県都ログローニョ]
リオハ地方 (1982年6月)	㉓ムルシア
ムルシア地方 (1982年6月)	㉔アリカンテ ㉕カステリオン ㉖バレンシア
バレンシア地方 (1982年7月)	㉗ウエスカ ㉘テルエル ㉙サラゴサ
アラゴン地方 (1982年8月)	㉚アルバセテ ㉛シウダー=レアル ㉜クエンカ ㉝グアダラハラ ㉞トレド
カスティーリヤ・ ラ=マンチャ地方 (1982年8月)	㉟ラス=バルマス ㊱サンタクルス=デ=テネリフェ
カナリア諸島 (1982年8月)	㊲ナバラ [州・県都パンプロナ]
ナバラ地方 (1982年8月)	㊳バダホス ㊴カセレス [州都メリダ]
エストレマドゥラ地方 (1983年2月)	㊵バレアレス [州・県都バルマ]
バレアレス諸島 (1983年2月)	㊶マドリッド
マドリッド地方 (1983年2月)	㊷アビラ ㊸ブルゴス ㊹レオン ㊺バレンシア ㊻サラ マンカ ㊼セゴビア ㊽ソリア ㊾バリアドリーニ ㊿サモラ

* 県名と県都名が異なる場合のみ () 内に記載

地図2



ろう。

最後にただ、つぎの点だけを繰り返しておこう。すなわち、これまで説明してきた長い歴史的背景と経緯をへて形成された地方「自治政府」体制は、民主スペインが存亡を賭けて挑んだ二つの「実験」のうちのひとつであった（もうひとつは文献〔11〕で論じた、政府・労働組合・経営者団体間の協定に基づくネオ・コーポラティズムの遂行であり、この経済・社会的「実験」は見事に成功した）。本節の議論から明らかなように、この政治・行政的「実験」も形式的には成功をおさめ、「自治州」に体现された個性⁷⁹⁾が発揮できる可能性をスペインにもたらした。しかし、その可能性はすでにどこまで実現され、また今後さらにどれほど期待できるものなのか、といった点については、EC経済とりわけ欧州地域開発基金 ERDF との関連にも留意しながら、より具体的に検討されねばならないであろう。

(1992.9.12.)

参 考 文 献

- 〔1〕 Carreras, Albert, “La industrialización española en el marco de la historia económica europea: Ritmos y caracteres comparados” en *ESPAÑA—Economía (nueva edición ampliada)* dirigido por José Luis García Delgado, Madrid, ESPASA-CALPE, 1989.
- 〔2〕 Cazorla Pérez, José, “La cultura política en España” en *ESPAÑA—Sociedad y Política* dirigido por Salvador Giner, Madrid, ESPASA-CALPE, 1990.
- 〔3〕 Ferrer Regales, Manuel, “Industria” en *Geografía general de España* dirigido por Manuel de Terán, L. Solé Sabarís y J. Vilá Valentí, Barcelona, Editorial Ariel, 1986.
- 〔4〕 Fusi Aizpúrua, Juan Pablo, “La organización territorial del Estado” en *ESPAÑA—Autonomías* dirigido por Juan Pablo Fusi, Madrid, ESPASA-CALPE, 1989.
- 〔5〕 García de la Cruz, Juan José, “Los nuevos movimientos sociales” en *ESPAÑA—Sociedad y Política*.
- 〔6〕 Giner, Salvador y Luis Moreno, “Centro y periferia: La dimensión étnica de la sociedad española” en *ESPAÑA—Sociedad y Política*.
- 〔7〕 Pérez Díaz, Víctor, “Gobernabilidad y Mesogobiernos: Autonomías regionales y neocorporatismo en España” en *Papeles de Economía Española*, vol. 21, 1984.
- 〔8〕 Rodríguez, Manuel Martín, “Evolución de las disparidades regionales: Una

79) 文献② p. 11.

perspectiva histórica” en *ESPAÑA—Economía*.

- [9] Serrano Sanz, José María, “La intervención económica en el Estado de las Autonomías” en *ESPAÑA—Economía*.
- [10] 石井陽一「スペインの地方自治と民族問題」, 拓殖大学海外事情研究所『海外事情』40巻5号。
- [11] 楠 貞義「ヨーロッパの“周辺”を脱却するスペイン」, 拓殖大学海外事情研究所『海外事情』40巻5号。
- [12] 若松 隆「E C統合とスペイン」, 拓殖大学海外事情研究所『海外事情』40巻5号。

〔付記〕本稿は、平成4年度・文部省科学研究補助金（総合研究A「経済統合に伴う地域産業の再編成——E C加盟とスペイン経済——」 課題番号03301098）による共同研究の成果の一部である。